

所 属 所 長 様

一般財団法人石川県教職員互助会
理事長 北野喜樹
(公印省略)

令和6年度永年勤続慰労品請求書等の提出について(依頼)

一般財団法人石川県教職員互助会では、福祉給付事業の一環として、下記のとおり令和6年度永年勤続慰労品を給付します。

つきましては、給付対象者を把握するため、貴所属内における給付対象者について調査いただき、別紙請求書及び調書を取りまとめのうえ、9月25日(水)までに教職員互助会事務局まで提出願います。

記

1 給付の趣旨

一般財団法人石川県教職員互助会の会員期間（一般財団法人石川県職員互助会、一般財団法人石川県警察職員互助会の会員期間を含む。）25年に達した場合、その労に報いるため慰労品を給付する。

2 給付対象者

令和5年11月2日から令和6年11月1日の間に会員期間（臨時的任用職員(フルタイム)、再任用職員(フルタイム)及び育児休業代替職員の期間を含む。）25年に達した会員とする。

「会員以外の期間で含むことができる期間」

- ・ 県費負担の講師、臨時職員及び嘱託職員の期間
- ・ 市町等教育委員会事務局職員の期間

（ただし、県教委永年勤続職員表彰に該当する場合）

「会員以外の期間で含むことができない期間」

- ・ 県外及び国立の期間

3 慰 労 品

一般財団法人石川県教職員互助会給付規程第9条の規定により、30,000円分の旅行宿泊券とする。

4 手 続

対象者がいる場合は、別紙「永年勤続慰労品請求書（裏面調書）」にて教職員互助会事務局に請求する。

5 給付予定時期 令和6年11月上旬

6 旅行宿泊券給付に係る取扱いについて

この旅行券については、国税庁の所得税基本通達により、経済的利益とみなされるため所得税の課税対象となる場合があるので、次の点に留意すること。

(1) 旅行券の給付を受けた者が、給付日から1年以内に旅行券の全部又は一部を使用しなかった場合、旅行券給付に伴う経済的利益について、所得税の課税対象となる場合がある。

(2) 旅行券の給付を受けた者が、当該旅行券を使用して旅行を実施した場合には、別紙報告書に必要事項（所属所名、会員氏名、旅行日、旅行先及び旅行会社等への支払額等）を記載し、これに旅行先等を確認できる書類（旅行会社の領収書等）を添付して互助会事務局に提出すること。

7 その他

ホームページ「会員専用ページ」のお知らせに永年勤続慰労品請求書等様式(Excelファイル)を掲載していますのでご利用ください。

(事務担当)
石川県教職員互助会事務局
TEL 076-225-1848
FAX 076-225-1977
<https://www.ishikyogo.or.jp/>

永年勤続慰労品請求書

一般財団法人石川県教職員互助会給付規程第9条の規定により旅行宿泊券を請求します。

令和 年 月 日

一般財団法人石川県教職員互助会理事長 様

請求者

所属所名							職名
所属所コード							
会員氏名							印
会員番号							

所属所長証明

令和 年 月 日

所属所名
所属所長
職氏名

印

(裏面調書)

※別に定める調書を記入すること。
※氏名を自署する場合は押印不要

(別紙)

(令和6年度該当)

旅行宿泊券使用報告書

所属所名	
所属所コード	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
会員氏名	⑩
会員番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
旅行日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (泊)
旅行先	
旅行会社等への支払額	円 (うち、旅行宿泊券 円)

※ 氏名を自署する場合は押印不要

※ 永年勤続慰労品給付日以降に使用した旅行先等が確認できる書類(会員氏名の記載された旅行会社の領収書等)を添付してください。

旅行宿泊券を数回に分けてご使用の場合、報告書もそれぞれ作成してください。